

「平成27年国勢調査事後調査」の実施について

〈調査の目的〉

- 平成 27 年 10 月 1 日現在で実施された平成 27 年国勢調査の調査状況を確認し、今後の調査の企画のための参考資料を得ることを目的としています。

〈調査期日〉

- 平成 27 年 11 月 20 日(金)

〈調査の方法〉

- 全国から無作為に抽出された地域にお住まいの全ての世帯を対象として、総務省統計局が都道府県、調査員を通じて実施します。
- 調査回答は、下記のいずれかの方法により 11 月 26 日(木)までに行います。
 - ・インターネットで回答する方法
 - ・紙調査票を調査員に直接提出する方法
 - ・紙調査票を郵送で提出する方法

〈調査員〉

- 調査員には統計法による守秘義務があり、違反した場合には罰則が適用されることになっています。これは、調査員の職を退いた後であっても同様です。
- 調査員は、顔写真付きの調査員証を携帯し、腕章を着用して調査活動を行います。

詳しくは、総務省統計局のホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/jigo/gaiyou.htm>